

1 国民経済計算の平成 27 年基準改定に準じた対応

(1) 改装・改修（リフォーム・リニューアル）

「平成 27 年産業連関表」において、従来、すべてを中間消費としていた「建設補修」のうち、機能の向上や耐用年数を延ばすような「改装・改修」、いわゆる「リフォーム・リニューアル」については、総固定資本形成とすることとなりました。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、民間住宅投資に新たに総固定資本形成として「改装・改修」を推計、加算します。

(2) 分譲住宅販売マージン等

「平成 27 年産業連関表」において、不動産分野の推計精度向上に向け、これまでの産業連関表では推計の対象外であった「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を新たに推計し、総固定資本形成とすることとなりました。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、「分譲住宅の販売マージン」と「非住宅不動産の売買仲介手数料」を総固定資本形成（民間住宅及び民間企業設備）に記録します。

(3) 「娯楽作品原本」及び「著作権等サービス」

「映画原本」、「テレビ番組原本」、「音楽原本」及び「書籍原本」を新たに総固定資本形成とすることとなりました。これに伴い、著作権（生産資産）の使用に対する受払を、従前の「賃貸料（財産所得）」ではなく、「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録することとなりました。

県民経済計算では、国民経済計算の基準改定に準拠して、「娯楽作品・文学・芸術作品の原本」を総固定資本形成（民間企業設備）に記録します。また、著作権（生産資産）の使用に対する受払は、従前の分配系列での推計「賃貸料（財産所得）」ではなく、生産系列において「著作権等サービス」というサービスとして産出額に記録するほか、支出系列では、「著作権等サービス」の移出入を財貨・サービスの移出入に記録します。

(4) リース区分（フィナンシャルリースとオペレーティングリース）

2008SNA では、固定資産のリース取引について、フィナンシャルリース（以下、「FL」という。）では、対象となる資産の法的所有権は貸手であるものの、経済的所有権は借手に移転しているため、SNA では借手の資産として記録します。一方、オペレーティングリース（以下、「OL」という。）では、対象となる資産は法的所有権・経済的所有権ともに貸手であり、貸手の資産として記録します。平成 23 年基準の国民経済計算では、リース資産について、一部品目は借手の資産として記録するものの、基本的には法的所有者である貸手（物品賃貸業）に帰属させ、OL とみなして処理していました。

今回の改定では、2008SNA に沿って FL と OL を区分して記録することとなり、FL については、サービスを提供する主体をすべて金融機関とし、当該金融機関から新たに発生する

FISIMを推計記録します。FLによって取得（使用）した固定資産については、取得（使用）した各産業に帰属させます。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠して、FLとOLを区分して記録し、金融業の産出額推計において、FLに係る金融機関を金融業として記録します。

（５）住宅宿泊事業

住宅宿泊事業（以下、「民泊」という。）については、産業としてその利用・拡大が進展していることから、「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」の産出額の推計を新たに行いました。

県民経済計算では、国民経済計算の対応に準拠し、住宅宿泊事業法及び国家戦略特区法に基づき行われる民泊を対象とした「住宅宿泊サービス」及び「住宅宿泊仲介サービス」を推計することとし、それぞれ「住宅賃貸業」及び「旅行・その他の運輸附帯サービス業」の産出額に加算します。

2 県民経済計算固有の課題への対応

（１）中央政府等の扱い変更への対応

今回の改定では、中央政府及び全国単位の社会保障基金（以下、「中央政府等」という。）をどの地域にも属さない域外（以下、「準地域」という。）に位置する制度単位として扱うこととなりました。これは、中央政府等の活動は一国全体に及び、その全てを地域に配分することはできないため、意思決定主体である制度単位としての中央政府等の経済活動は、地理上の地域に属さない制度単位の経済活動として扱うのが適切とされたためです。

このことにより、生産系列と支出系列の総生産への影響はありませんが、分配系列では域内の制度部門と中央政府等との間の受取と支払等に応じて県民所得は増減することになります。

例えば、国債の利払いについて見ると、平成23年基準の推計方法では、中央政府の地域事業所（県内の制度単位という扱い）が支払い、県内の家計部門等が受け取ることとしていました。この場合、財産所得における利払い額が増加しても、支払額と受取額が県内の制度部門間で相殺されて、「県民所得」の増加に寄与することはなく、「県民可処分所得」及び「県民貯蓄」の増加に寄与することになります。

一方、平成27年基準の推計方法では、中央政府等が域外の制度部門となるので、域外の中央政府等から域内の制度部門への利子・配当等の支払と受取の差額によって、県民所得は増減することになります。

なお、支出系列において、中央政府等の地域事業所が産出する政府サービスは準地域に存在する中央政府等に移出され、中央政府等が最終消費することとなります。中央政府等の地域事業所の最終消費支出はなくなりますが、域外への政府サービスの移出によって相殺されるため、県内総生産（支出側）の総額に影響はありません。

【参考1】地域区分の名称と定義

性 格	名 称	定 義
地理的な 区分	県 内	自県が管轄する県域の地理的範囲。
	県 外	国内であって、自県が管轄する県域の地理的範囲外。
制度単位による 概念的な区 分	域 内	自県の制度部門（地方政府等、非金融法人企業、金融機関、家計、対家計民間非営利団体）が所在とする概念上の地域。
	域 外	他県の制度部門及び中央政府等（中央政府、全国社会保障基金）が所在とする概念上の地域。 そのうち、中央政府等が位置する地理的には存在しない地域を「準地域」という。

【参考2】地理的区分と制度単位による概念的区分の関係

	県 内	県 外
域 内	（自県の県内制度部門） ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 金融機関 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体	
域 外		（他県の県内制度部門） ・ 地方政府等 ・ 非金融法人企業 ・ 金融機関 ・ 家計 ・ 対家計民間非営利団体
準地域	・ 中央政府等（事業所は自県内にあるが、制度部門はどこの県にも属さない）	・ 中央政府等（事業所は他県内にあるが、制度部門はどこの県にも属さない）

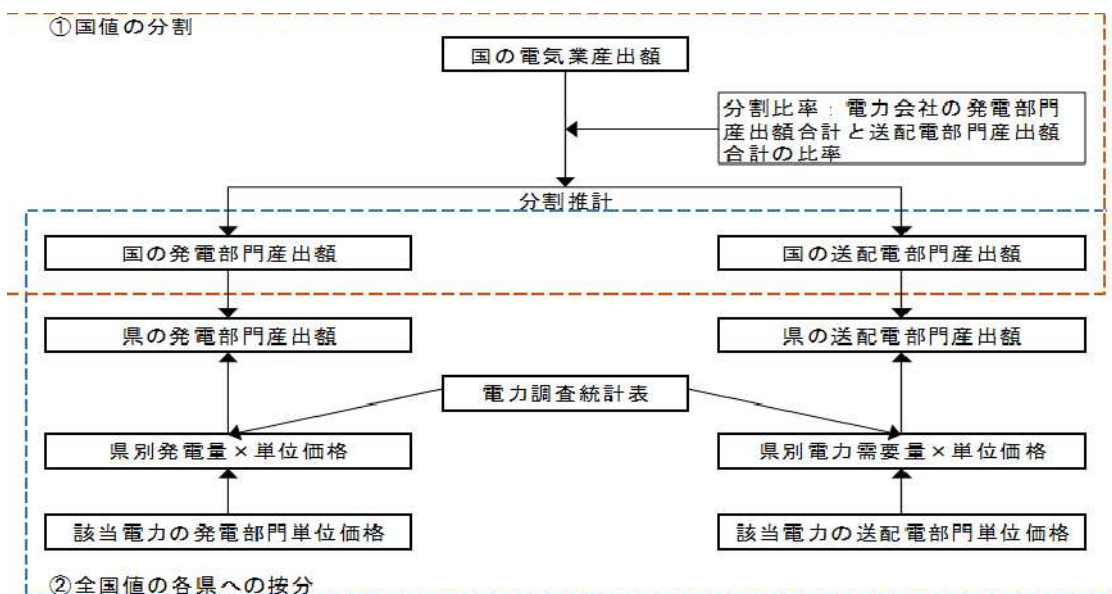
出典：県民経済計算推計方法ガイドライン 序-30

(2) 電気業の新たな推計方法の導入

平成 23 年基準では、生産系列における「50 電気業」は、各都道府県市が電気事業者等のデータを手入して、産出額と中間投入額を積上げ方式で推計することとなっていました。しかし、電力自由化等の影響によりその方法が採用できなくなったことを踏まえて、新たな推計方法を導入することとしました。

今回の改定（平成 27 年基準）では、国民経済計算の電気業産出額の計数を発電部門と送配電部門に分け、それぞれの部門に対して『電力調査統計表』の県別データを基礎データとし、その電力量データに単位当たり価格を乗じることで金額データに変換した値で各県に按分することで産出額を推計することになりました。

【参考 1】電気業の産出額の推計フロー



また、中間投入額についても、発電部門、送配電部門別に推計した自県分の産出額に該当電力会社の中間投入比率を乗じて推計しています。

【参考 2】電気業の中間投入額の推計フロー



出典：県民経済計算推計方法ガイドライン 序-24